

第4回 標津川河川整備計画委員会

議事概要

日 時 : 平成 21 年 1 月 22 日 (木) 13 : 00 ~ 15 : 30

場 所 : 中標津経済センター「なかまっぶ」 2F コミュニティホール

出席者 : 黒木委員長、内島副委員長、岡村委員、金澤委員、小林委員、鈴木委員、
藤井委員、藤本委員、森田委員 (以上 委員 9 名)

1 . 報 告

- 1) 標津川水系河川整備計画【指定河川】について
標津川水系河川整備計画【指定河川】の策定報告

委員長

標津川水系の河川整備計画 (指定河川) は、昨年 7 月に正式に策定されたと聞いておりますので、そのご報告を最初にいただきたい。

事務局

標津川水系河川整備計画【指定河川】の報告をいたします。

お手持ちの資料 1 をご覧ください。昨年 7 月 2 2 日に計画決定されたときの公表資料と同一のもので、表に策定に向けた経過、裏に計画の概要を示しております。

計画の内容は、対象区間、対象期間として概ね 1 0 年、対象流量は戦後最大規模としています。

メニューは、洪水を安全に流下させるための対策、自然復元川づくりの取り組みです。このうち、引堤事業については、計画策定後、工事区間ごとに工事の説明会をして、実施に移っている状況です。

自然復元川づくりについては、実施にあたっては、学識経験者等の助言を得ながら、地域住民の意見を聞いたうえで具体的な対策を検討いたします。

2 . 議 題

- 1) 標津川水系河川整備計画【知事管理区間】について

委員長

知事管理区間の河川整備計画原案について事務局から説明を受けまして、その上で委員のご意見を伺いたい。

事務局

知事管理区間の原案について、資料 2 のパワーポイントを用いて説明いたします。

(前半は河川整備の現状と課題並びに現地視察時に各委員からいただきました御意見の紹介まで説明)

委員

過去に河川工事をするとき、近隣住民の方に対して、今回やっているような説明会をされた経緯はありますか。

事務局

工事をやる前には、土地の持ち主の方や近くにお住まいの方などに対して説明会を行っています。標津川もそうですし、全道的な他の河川でも同様と思われます。

委員

地域住民の方に対しては、余りしてなかったということですね。

事務局

流域住民の方には、説明はしていませんでした。今後は、地域説明会などで考え方や工事の内容などを示していきたい。

委員

20ページの水質の記載がBODですが、他の項目もある。BODの類型のみ対象になるのか。

事務局

他の項目も設定されているが、一般的に川の水質の表現は、このBODのデータが公表されている。他の河川でも同様な状況になっているので、今回BODだけを紹介しています。

委員

上流部分で工事が行われた時は、中標津の方やその上流の計根別の方に説明されないで工事が行われた経緯が過去にある。やはり地域の住民の方に理解をしてもらった上で川づくりを進めていくというのは、大切なことだと思う。

ウラップ川は標津町住民の水源地の川になっています。このウラップ川の護岸工事がされたところは、残念ながら魚のすめるような現状にはなっていません。水深が10センチくらいで、周りに木もなくて、段差も結構高い。本当の形で自然を戻していくという意識づけで住民の意見を聞きながら一緒にやっていただきたい。

委員長

住民説明会や縦覧などいろいろやっているが、今後は更にいろいろ工夫をして行っていただきたい。

ウラップ川など支川の環境状況についてはご説明がなかったようですが、ある程度は調べているのでしょうか。

事務局

支川の魚類の調査や産卵床の調査を一部しております。

委員長

少し整理をした上で支川の状況について、次回に配付していただけたら、より一層理解が進むでしょう。また、支川の環境上の課題抽出もしていただきたい。

委員

武佐川は、北海道水産部が資源保護水面に指定しております。その支川などで工事をする際は関係機関と打ち合わせをしていただきたい。

事務局

今後は関係機関との協議を進めていきたい。

委員

この標津川は、生活とかなり密接に関係しています。下水道の処理水や工場排水が処理されて、環境基準に沿って流入しているが、監視やパトロール並びに対策などがどのようになっているのか。

委員長

その辺の数字的なものとか、それが及ぼす影響みたいなもののデータはありますか。

事務局

次回その辺を紹介したい。

委員長

もう一つは、農地からの流出です。そのことがA A類型のところに関係があるのかなのか、その辺も含めて教えていただきたい。

委員

河道拡幅区間の植生の取り扱いについては、計画の中で明確にしていた方がよい。地域の理解を深めるためにいろいろ工夫してやっていただきたい。

事務局

地域説明会は、単純な枠にとらわれないように、より住民の意見を聞きながら、住民の理解が得られるよう進めていきたい。

事務局

後半の説明

(後半は河川整備計画の目標[対象期間、治水、利水、環境]、河川整備、維持管理について説明)

委員

川の自然というのは再生力を持っている。何か工事をやった後で、その再生力があるので、どの時点で評価するのが大事なことです。一時的に砂漠のようになっても、10年すると、かなりの樹木が生えてくるだろう。河川の地形も再生してくるので、河川計画を立てるときに、どの時点で評価するかをきちんとしておくことが大事。

一番大事なのは治水の安全度をどう高めるかですが、河川法改正以後の改修は、再生力が十分発揮できるような川の形にしていくというのが非常に大事だ。低水路を広げてやるというのが、再生力を利用していくという面でも非常に有効な方法であり、かつ結果もある程度出ている。

それから、同じ河畔林でもニセアカシアのような外来種やヤナギの河畔林もあり、生物多様性の高いハルニレ、ヤチダモの河畔林もある。ヤナギの河畔林が一時的に壊れても、再生したときに、もっと質の高い河畔林に変わり得るのであれば、30年後の時点で評価しましょうとなる。すぐ緑にしなればいけないというのであれば、ヤナギで1年、2年で評価する。その辺についても委員の中で、どの時点で評価するかある程度の考え方が共有できればいい。

委員長

評価という、まだやってない時点で、なかなか難しい問題でしょうね。環境がどうだとかというのは、なかなか決めがないのでしょうか。

事務局

実際決めはなくて、できるだけもとの姿と言うか、そういうものをできるだけ早くという形です。

委員長

データがそろうという意味では、水辺の国勢調査の一巡期間、あるいは二巡期間ぐらいは、初期の評価の時間スケールなのかな。その間にもいろいろな専門家のアドバイスをいただくということで、当面对応していかざるを得ないのかな。

委員

評価は、長期的に見ていきたい。

委員

共成橋から下流を見ると川のすぐそばまでヤナギの木が繁茂して、河川敷がまるで牧場のような草地になっていた。クマも含めて、野生動物の通り道なのですよ。その通り道が途切れるということはまずい。資料を持ってきたので、お渡しします。

その資料は中標津町の文化的景観検討委員会が2006年3月に報告書を出していますが、河畔林が連続しているかという地図でして、丸の大きさで不連続の区間が書いてあります。今回対象になっているところも不連続の区間です。

西竹橋のところの水質が余りよくないということと、その上流部に不連続の区間が多いこととの関係があるのではないかと。全体的にこの不連続の区間をできるだけ埋めていくことが、最終的にこの事業のやることではないかと思う。

25ページに野生生物のリストが載っています。この中で哺乳類の中のコウモリ類が抜けている。コウモリは非常に希少種が多い。このリストの中に加えないとまずい。

それと、キツツキは、老木にいる虫を餌として突いて食べます。さらに、コウモリやモモンガの営巣地にもなります。河畔林の整備、間引きの際、十二分に考慮して、腐っているから切る、太いから切る、細いから切るという、単純な作業ではなくて、生物多様性を含めた計画を専門家と相談していただきたい。

委員長

コウモリは、調査したけど出なかったのですか、それとも調査してないのですか。

事務局

コウモリだけ限定した調査はしていません。

委員長

いただいた資料の不連続区間は未改修区間ですが、周辺は農地化しているようです。

知事管理区間の中にも不連続というのが相当あります。この辺の実態等を分かる範囲で次回に教えていただきたい。

委員

河川環境にとって河畔林が必要であれば、例えば低水路を広げるときに、少し多目に広げる。

治水安全度を上げるときに少し多目に上げておくと、河畔林が多少生えてもいいので、治水と環境が両立することとなる。

委員長

62ページ、珍しい絵が出てきています。施工後10年とか、施工3,40年を想定し、木が大分繁茂した絵になっています。河川管理者がこの絵を出すということは、これで大丈夫だということですね。

事務局

治水上ここまでは支障ないという範囲で考えています。

委員長

それに関連して、護岸入れていますね。法面をこんなに急にしないで、緩くして水辺から遷移域を作るという考え方もある。もう一つ、56ページにカワセミの営巣がある。そういうことを考えると、河岸を保護するかしないかも土砂流出を含めて、今後の実施に向けて議論していただきたい。

委員

53ページの工法で、低水路拡幅案を採用した場合、工事中に土砂の方が下流域に流出するが、それをどのようにして防ぐか聞きたい。

事務局

工事中の施工方法は、土のうなどで工事区間を完全に囲って、ある程度の洪水でも土砂が流出しないような対策となります。

委員

中標津町は、標津川により市街地が二分している状況であり、治水上の安全面で非常に心配な市街地の部分があります。今回は真橋から中標津橋までが優先整備区間ということですが、その上流部についても、築堤などがまだ整備されてない区間がありますので、優先整備区間はぜひスピーディーに整備をしていただきたい。

また、市街地ですので、河川敷は住民の憩いの場として利用されることも考慮していただきたい。

築堤の補強部分は、一番不安な部分から先に実施することも考慮していただきたい。

事務局

基本的には下流のほうから工事を進めて、上流区間については今後検討し改修が必要となれば、この整備計画も見直しが必要になります。

委員長

高水敷などの利用について今日は説明がありませんでしたが、河川空間利用については、どうなっていますか。

事務局

現在は堤防の上が散策路となっており、東7条橋の付近は桜堤のようになっています。

委員長

高水敷の利用などに関して空間利用計画があるといい。まだ作ってなければ、将来の問題として、皆さんと議論しながら作っていくという方向だけでも打ち出していきたい。

事務局

空間利用について、整備計画の中で書き込める分について検討していきたい。

委員

この標津川の果たしている役割や影響というのは本当に大きい。生物の多様性はもちろんのこと、地域産業、あるいは生活排水などがここに流れております。昔からの住民によれば、標津川の水量は減っている、汚れてきているとか、また流域住民は標津川をこれ以上もう傷めない、汚さないという、大きな思想が標津川に必要と思っている。この大きな思想が、この標津川河川整備計画の中に河道整備の哲学として、前面に出てくるべきでないか。

委員長

後半のほうの河川整備の中では、水質的なものに対して、関係機関と協議しながらやっていくという表現はあったが、具体的にどういうことが考えられるかというご説明もなかった。また、空間利用についても十分なお説明がなかったので、皆さんに原案を読んできていただいて次回にご意見をいただきたい。

委員

69ページですが、河川情報の提供については、川に関心を持ってもらうようなものに事業費が使われてもいいと思う。川に親しんでもらう、川を汚さないという運動などにつながれば、情報の提供よりも、もう少し進めていただきたい。環境教育の場の提供に努めることについても、提供だけでなく積極的にバックアップしていただきたい。そういうことで、住民に工事のことも理解されるだろうし、住民とのコミュニケーションが今一番求められていると思う。

委員長

他の川でも、環境教育については、何か関与をしている事例がありますので、実施の段階ではそういうことも検討いただきたい。

委員

不連続な河畔林については農村環境整備事業での対応もあるので、その制度を利用すれば可能性はあると思う。川全体の整備は、他の部門とのタイアップも必要なので、事務局で情報を整理していただきたい。

委員長

広い意味の情報の提供をお願いしたい。

委員

今回は道の管轄区間であり、上流部の中標津町の地域が多いため。水質保全など上流部の住民を含めて河川流域の全体を捉えた施策をやっていただきたい。次回までなにか回答があれば提示していただきたい。やはり教育の中で、この標津川をテーマにした教材を学校の中でやっていただきたい。子供たちがこの流域で生活していかなければならないので、次世代に向けてお金を使うような施策もやっていただきたい。

委員

「私たちの標津川」という資料は、もう5年か6年経過していますので少し焼き直す必要がありますが、環境教育の部分もよくまとまっていますので、もう一度活用するというを考えてもいい。

委員長

ぜひご協力をいただいて、改訂版をつくっていただければと思います。

委員

河川法が改正になり、治水、利水に加えて、環境の整備と保全ということで、いろいろな川で整備計画が検討されています。その目的三つは平行ですが、やはり治水があって、初めて環境整備ができると思う。流下能力が確保されると、堤外地や河道も加え、ある程度自由に改修、整備できる時代になってきている。河川法の改正により、地域住民の方々の意見を反映するような整備計画ということで、委員会はもとより、住民の方と懇談できる、意見交換できるような機会が増えてほしい。

委員長

同じようなご意見を欠席している高橋委員からもいただいております。地域の方、あるいは基幹産業に従事しておられる方、過去のことをよく知っておられる方、こういう方の意見を聞きながら、この委員会で議論をしていきたいと。

それから、山崎委員からも同じように、住民とじっくり話し合っ、て、計画が慎重に進められるよう希望します、切望しますというふうにお書きになっておられます。また、標津川を多目的な教育の場として、いわゆる水辺体験の学習の場として位置づけていろいろ使っていけるようにしていただきたいと、そんなご意見をいただいております。

今日、お二人ご欠席でございますので、次回にまたもう少し補足して説明をしていただければと思っております。

幾つかの宿題については、次回、説明いただいた後、資料3の原案についての意見をいただきたい。

今回は本文の審議をさせていただきたい。

3. その他

1) 今後のスケジュールについて

事務局から住民の意見聴取（公告、縦覧、地域説明会、公聴会）のスケジュールを説明した。また、議事概要の確認・公表についての説明をした。